

登米市配食サービス事業について（R7.4～）

登米市では、食事の調理が困難な高齢者を対象に、市で委託した事業者による栄養バランスのとれた食事（お弁当）の配達と、配達時に※**安否確認**を行う配食サービスを実施しています。

※お弁当を**直接手渡し**することにより安否確認を行います。

対象者

市内に住所を有する在宅の 65 歳以上の食事の調理が困難な方（高齢者）で、下記①～③のいずれかに該当する方。

- ①高齢者のみで構成される世帯
- ②障害手帳（身体・精神・療育）の交付を受けている方及び高齢者のみで構成される世帯
- ③②と同様の状態であると市長が認めた者及び高齢者のみで構成される世帯

利用回数

- ・ **週3回**（1 日 1 食）まで利用できます。
- ・ 同一世帯内に複数の利用者がいる場合は、**事業者・利用日時**を同じにしてください。

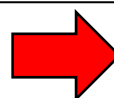


配食サービス事業者

下記の 2 事業者 の **いずれかを選択** してください。

事業者名	合同会社 ごえもん	社会福祉法人 登米市社会福祉協議会
1 食当たりの利用料	300 円	500 円
実施日	月 ～ 金（祝日を除く）	月・水・金（祝日を含む）
配達時間	お昼（午前 10 時～正午） または 夕方（午後 3 時～午後 5 時）	夕方（午後 4 時～午後 5 時）
お弁当写真 （参考）	 縦 20cm：横 24cm	 縦 20cm：横 20cm

ご利用までの流れについては、裏面をご覧ください。



ご利用までの流れ

① 申請書の提出

申請書類

①登米市配食サービス事業利用登録申請書
(申請時に、利用したい事業者を決めてください。)

②登米市配食サービス事業アセスメント票※

※アセスメント票の作成依頼先

ケアマネジャーがついている方	ケアマネジャー
ケアマネジャーがついていない方	登米市地域包括支援センター

② 審査・利用決定

- ・審査後、利用登録決定(却下)通知書を郵送します。

③ 市から利用希望事業者へ依頼

- ・申請時の書類の写し(登米市配食サービス事業アセスメント票)を利用希望事業者へ提供します。

④ 利用希望事業者による事前調査を実施

- ・利用希望事業者と、利用日時・食事の種類・お支払方法等についての調整を行っていただきます。

⑤ 配食サービス利用開始(申請からおおよそ2~3週間後)

※利用登録決定後、事業者の変更は可能ですが、登米市配食サービス事業利用中止(変更)届等の届出が必要になります。

【申請に関するお問い合わせ】

登米市福祉事務所長寿介護課長寿社会係(登米市南方町新高石浦 130 番地)

☎ 0220-58-5551